

福島市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月12日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 51 号

福島市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

福島市国民健康保険条例施行規則（昭和38年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第16条中「10月1日」を「8月1日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第16条の規定は、この規則の施行の日以後に交付する資格確認書について適用し、同日前に交付した資格確認書については、なお従前の例による。